

# ○東総広域水道企業団渇水対策連絡協議会設置要綱

〔平成6年8月10日〕  
制 定

改正 平成17年6月27日

(名称)

第1条 本会は、東総広域水道企業団渇水対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、渇水対策について十分な連絡をとり、水の合理的な使用を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 水需給の調整の時期及び方法に関すること。
- (2) 水需給の実態に関すること。
- (3) 水の合理的使用方策に関すること。
- (4) 水質の維持に関すること。
- (5) 水の需給調整の実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (6) その他水の合理的使用を推進するため必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、東総広域水道企業団企業長とする。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は、東総広域水道企業団渇水対策担当課長とする。
- 5 幹事長は、幹事会を総理し、幹事会を代表する。
- 6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事会幹事がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員会及び幹事会とし、必要に応じて会長又は幹事長が招集する。

(東総広域水道企業団渇水対策本部)

第7条 利根川及び黒部川の渇水に対し、緊急を要する場合は、東総広域水道企業団渇水対策本部を設置する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、東総広域水道企業団において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月10日から施行する。

附 則 (平成17年6月27日)

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

（湧水対策連絡協議会委員）

銚子市	市長
旭市	市長
東庄町	町長
企業団	企業長・事務局長

別表第2（第5条第2項関係）

（喝水対策連絡協議会幹事）

銚子市	喝水対策担当課長
旭市	喝水対策担当課長
東庄町	喝水対策担当課長
企業団	喝水対策担当課長